

避難指示区域以外の地域における立木の財物賠償について

このたびの「宅地・田畑以外の土地および立木に係る財物賠償について」のご案内に伴い、避難指示区域以外の地域における立木の財物賠償につきまして、以下のとおりお知らせいたします。なお、ご請求方法等につきましては、準備が整い次第、あらためてご案内させていただきます。

1. 立木に係る財物賠償

(1) ご請求いただける方

当社事故発生時点に、お支払いの対象となる資産を所有されていた個人さま、中小法人さまとさせていただきます。

(2) お支払いの対象となる資産

当社事故発生時点に双葉郡内（避難指示区域を除く）に所有されていた市場価値のある立木（販売が見込まれる立木）を賠償の対象とさせていただきます。

対象となる立木を所有されていることは、立木が存在する土地を所有されていることにより確認させていただきますが、土地と立木の所有者が異なる場合には、契約書等をもとに所有の確認をさせていただきます。

(3) お支払いの対象となる損害

当社事故による避難等に伴い、商品として出荷が困難となることにより、土地に定着している状態で伐採後の市場価値がすべて失われたものとして賠償させていただきます。

(4) お支払いする賠償金額

以下の算定式により算定いたします。

賠償金額 = 時価相当額 × 持分割合 + 諸費用

<時価相当額の算定方法>

立木を人工林と天然林に区分して設定した単価により時価相当額を算定いたします。

・人工林

時価相当額 = 人工林単価（100 円 / m²） × 対象地の面積（m²）

・天然林

時価相当額 = 天然林単価（30 円 / m²） × 対象地の面積（m²）

2. しいたけ原木の出荷制限に伴う立木の財物賠償

(1) ご請求いただける方

1. (1) と同様です。

(2) お支払いの対象となる資産

当社事故発生時点に福島県内（避難指示区域および双葉郡を除きます）に所有されていた、しいたけ原木として出荷予定の立木を対象とさせていただきます。

対象となる立木を所有されていることは、立木が存在する土地を所有されていることにより確認させていただきますが、土地と立木の所有者が異なる場合には、契約書等により立木を所有されていることを確認させていただきます。

なお、旧緊急時避難準備区域および旧屋内退避区域等以外の地域につきましては、立木が存在する土地を所有していることに加え、広葉樹の取引実績があることを確認させていただきます。

(3) お支払いの対象となる損害

しいたけ原木の出荷制限にともない、しいたけ原木として出荷予定の立木について、土地に定着している立木の状態で、伐採後の市場価値がすべて失われたものとして賠償させていただきます。

(4) お支払いする賠償金額

以下の算定式により算定いたします。

$$\text{賠償金額} = \text{時価相当額} \times \text{持分割合} + \text{諸費用}$$

<時価相当額の算定方法>

所有されている立木の一定割合をしいたけ原木として出荷予定の立木と推認し、天然林の割合や出荷が見込まれる面積を考慮して設定した単価を用いて時価相当額を算定いたします。なお、天然林の割合や出荷が見込まれる面積の実数値を確認させていただくことで、単価を最大30円/m²まで適用いたします。

・旧緊急時避難準備区域、旧屋内退避区域等

$$\text{立木の時価相当額} = 10 \text{円/m}^2 \times \text{対象地の面積 (m}^2\text{)}$$

・福島県内その他の区域

$$\text{立木の時価相当額} = 5 \text{円/m}^2 \times \text{対象地の面積 (m}^2\text{)}$$

以上